

議案第31号

静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、静岡地方税滞納整理機構規約を別紙のように変更するものとする。

令和5年2月15日提出

磐田市長 草地博昭

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約

静岡地方税滞納整理機構規約（平成20年総行市第1号）の一部を次のように変更する。

第6条中「静岡市」を「藤枝市」に改める。

附 則

この規約は、令和5年10月1日から施行する。

静岡地方税滞納整理機構規約新旧対照表

現行	改正案
(広域連合の事務所の位置) 第6条 広域連合の事務所は、 <u>静岡市</u> に置く。	(広域連合の事務所の位置) 第6条 広域連合の事務所は、 <u>藤枝市</u> に置く。